

飯塚市職員の退職管理に関する規程(令和5年飯塚市訓令第8号)の一部を改正する
訓令を次のように定める。

令和8年8月20日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第15号

飯塚市職員の退職管理に関する規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
(任命権者への再就職の届出を要しない報酬額) 第3条 規則第23条第3号に規定する任命権者が定める額は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた日から起算して1年間に つき、<u>160万円</u>とする。	(任命権者への再就職の届出を要しない報酬額) 第3条 規則第23条第3号に規定する任命権者が定める額は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた日から起算して1年間に つき、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第1項第1号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額</u>とする。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。